

# 包括的民間委託

## ● 背景・目的

我が国の地方公共団体では、地方財政の緊縮化が進む中で効率的な公共サービスを提供することがますます重要になってきています。また、行政サービスの現場では、2007年から始まった「団塊の世代の大量退職によるノウハウのある人材の流出」という人的制約にも直面しています。

そのため、公共サービスを行政のみで提供していくことの限界も指摘されているところです。このような中、公共サービスを行政が独占的に担うのではなく、民間企業等へ積極的な委託等や、PFI等の民間活用手法の選択が必要となっています。

現状においても廃棄物処理施設の部分的な委託は行われていますが、より効率的な民間の活用方法として、

- ①PFI手法
- ②指定管理者制度
- ③包括的民間委託

のような手法があげられます。

このうち、包括的民間委託は施設の運転管理や保守点検、修繕・改良等の複数の業務を包括的民間に委託することで、より効率的に施設の管理を行っていく方法として、近年多数の公共施設で採用されてきました。

|         | 包括的民間委託                            | 指定管理者制度                               | PFI                                     |
|---------|------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 概要      | 性能発注方式の考え方に基いて、複数の業務や施設を包括的に委託する手法 | 地方団体公共団体の指定を受けた民間事業者・団体が包括的に管理を代行する制度 | 施設の整備から維持管理、運営までを一括して民間事業者に委託させる手法      |
| 法令      | —                                  | 地方自治法                                 | PFI法                                    |
| 資金調達    | 行政                                 | 行政                                    | 民間                                      |
| 施設整備    | 行政                                 | 行政                                    | 民間                                      |
| 維持管理    | 民間                                 | 民間                                    | 民間                                      |
| 契約・指定期間 | 複数年度                               | 複数年度                                  | 複数年度                                    |
| 課題      | 競争対話やコンセッション方式の導入、地方公共団体への導入支援等    | 公共団体側に残る管理者リスク、非公募による選定、指定管理料の引き下げ等   | 入札等の手続きが煩雑で時間がかかる場合や資金調達コストが割高になる場合がある等 |

図1 各手法の比較

## ● 性能発注による民間委託

2001年4月に「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」が国土交通省より公表され、人件費や維持管理費の削減が見込めることから、すでに性能発注へ移行した自治体もあります。

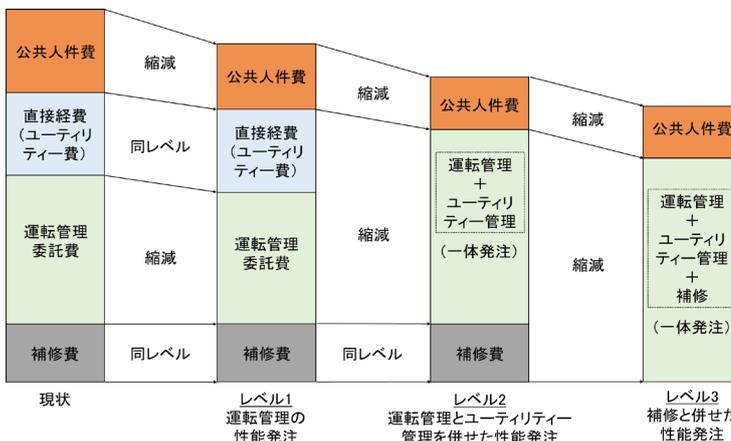
性能発注の運転・維持管理の委託範囲による効率化の相違を図2に示しています。

運転・維持管理の範囲を以下の3つのレベルに分けています。

- レベル1 運転管理のみ
- レベル2 運転管理＋ユーティリティ管理
- レベル3 運転管理＋ユーティリティ管理＋補修

これらのうち、レベル1は運転管理における効率化や現場の公共人件費の削減が図れますが、レベル2はこれに加えて調達の柔軟化、品質の適正化等によるコスト削減が図れるとされ、さらにレベル3は補修や保守点検の効率化による削減が図れるとされています。

包括民間委託では民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細については民間事業者の裁量に任せるという考え方に基づいています。委託の範囲の決定については、現状の施設管理の状況や今後の職員数等を考慮して検討していく必要があります。



出典：国土交通省「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」  
図2 性能発注のレベルと性能発注の導入によるコスト削減のイメージ

## ●● 検討手順

包括的民間委託の導入手順としては、図に示すように大きく、導入の準備段階、事業者の選定の2段階に分けることができます。

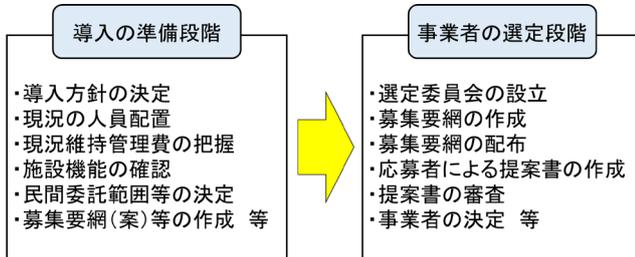


図3 導入手順

## ●● 募集要綱案の作成

募集要綱は、事業者の選定段階に必要な書類です。主な構成書類は以下のとおり。

- 説明書: 受託者選定の手続きを示すもの。
- 契約条件書: リスク負担や対応等の契約条件を示すもの。
- 業務要求水準書: 前提となる業務水準を定めたもの。委託候補の事業者が提案書を作成する際に最も重要な資料である。
- 施設機能報告書: 各設備の劣化状況や補修履歴等、施設機能の状況を表すもの。導入の準備作業で行った膨大なデータの整理結果となる。

## ●● 導入の準備

導入の準備段階では主に以下のような作業があります。

- ①導入方針決定や費用効果確認のために必要な現況維持管理費用の把握
- ②委託範囲、委託期間、募集方式等の決定
- ③募集要項に添付する施設機能報告書の作成

このうち、①、③については膨大なデータ整理が必要になると考えられます。従って、性能発注へ移行する場合には、導入の準備段階で多大な期間を要することになりますが、当社ではこれらの作業を専門のスタッフが自治体の施設管理担当者とのヒアリングにより効率的に行います。これらの整理作業は、募集要綱案の作成時において短時間で性能発注に移行する決め手となります。

## ●● 提案のポイント

- 性能発注への移行は、維持管理費の削減が見込めることから、ますます加速されていくものと思われます。しかし、整備すべきデータが膨大で、性能発注への移行方針が示されても、前述したように準備作業に多大な日数を要し、早急な維持管理費の削減につながらないことが予想されますので、当社のように経験豊富で効率的な作業が可能なコンサルタントの活用をご提案します。

